

工事成績評定の結果の公表に関する実施要領

制 定 平成 14 年 5 月 1 日

一部改正 平成 23 年 5 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、入札・契約手続の透明性の確保及び契約の適正な履行の確保を図るため、本市の発注する工事又は製造（物品の製造を除く。以下「工事」という。）の請負契約に係る工事成績評定の結果の公表に関する事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第 2 条 公表の対象は、次の各号に定める工事とする。

- (1) 横浜市請負工事検査事務取扱規程（以下「検査規程」という。）第 8 条及び横浜市請負工事検査事務取扱要綱（以下「検査要綱」という。）第 5 条の規定により工事成績の評定を行った工事
- (2) 横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程（以下「水道局検査規程」という。）第 9 条及び横浜市水道局請負工事検査事務取扱要綱（以下「水道局検査要綱」という。）第 6 条の規定により工事成績の評定を行った工事
- (3) 交通局請負工事検査事務取扱規程（以下「交通局検査規程」という。）第 9 条及び交通局請負工事検査事務取扱要綱（以下「交通局検査要綱」という。）第 5 条の規定により工事成績の評定を行った工事

(公表の内容)

第 3 条 公表の内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 前条第 1 号に該当する工事については、検査規程第 9 条及び検査要綱第 7 条の規定により請負人に通知した工事完成検査結果通知書並びに検査要綱第 7 条の 2 の規定により請負人に通知した工事成績評定結果修正通知書
- (2) 前条第 2 号に該当する工事については、水道局検査規程第 10 条及び水道局検査要綱第 8 条の規定により請負人に通知した工事完成検査結果通知書並びに水道局検査要綱第 8 条の 2 の規定により請負人に通知した工事成績評定結果修正通知書
- (3) 前条第 3 号に該当する工事については、交通局検査規程第 10 条及び交通局検査要綱第 7 条の規定により請負人に通知した工事完成検査結果通知書並びに交通局検査要綱第 7 条の 2 の規定により請負人に通知した工事成績評定結果修正通知書

(公表の方法)

第 4 条 検査規程第 2 条に規定する工事担当局長、水道局検査規程第 2 条に規定する工事担当部長及び交通局検査規程第 2 条に規定する工事担当部長並びに検査規程第 10 条第 2 項の規定により工事成績の評定を行う局の長及び水道局検査規定第 12 条の規定により工事成績の評定を行う部の長は、評定の結果を請負人に通知後速やかに、前条各号の工事完成検査結果通知書及び工事成績評定結果修正通知書の写しを市民情報センターにおいて閲覧に供するものとする。

(公表の期間)

第5条 閲覧に供する期間は、通知書の通知日から起算して1年間とする。

(委任)

第6条 この要領の施行に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成14年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、平成14年4月1日以後に行われた契約について適用し、同日前に行われた契約については、なお従前の例による。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。